

『PCA商魂DX』『PCA商管DX』 『売上じまんDX』『仕入じまんDX』 補足説明書 (Rev3.00)

THR190701

本書では、『PCA 商魂 DX』『PCA 商管 DX』『売上じまん DX』『仕入じまん DX』のバージョン 1.0、リビジョン 3.00 のプログラムでの仕様変更点をまとめております。操作方法などの詳細につきましては、PDF マニュアルまたは、オンラインヘルプをご覧ください。

※オンラインヘルプにも機能変更文書が書かれています。その文書のリンクから詳細文書を見ることができます。

※ご利用のシステムにより、一部搭載されていない機能があります。

※旧製品からの変更点ではありませんので、ご注意ください。

本リビジョンは 2019 年 10 月の消費税改正に対応したものです。軽減税率制度で運用できるように一部の処理を修正しています。また、消費税改正に関係ない機能追加・変更も行っております。

《改正消費税対応による機能変更》

このマニュアルでは、今回の仕様変更部分と、リビジョン 3.00 導入時の注意点を主に記載しています。本ソフトの消費税全体の仕様説明は、「導入編」－「システムの基本仕様」－「消費税」のページに書かれていますので合わせてご覧ください。

◆会社基本情報の登録

◇新税率の登録（消費税タブ）

旧ソフトのデータをコンバートする『データコンバート』処理、DX シリーズの旧リビジョンデータをコンバートする『自動コンバート』処理で、『会社基本情報の登録』の税率表に「実施日 2019/10/01 標準税率 10% 軽減税率 8%」を追加します。追加された税率表は次の画面のようになっています。

消費税率 (A):										
実施日	税率1	税率2	税率3	税率4	税率5	税率6	税率7	税率8	税率9	
<input checked="" type="checkbox"/> 1989年 4月 1日	6.0	3.0								
<input checked="" type="checkbox"/> 1992年 4月 1日	4.5	3.0								
<input checked="" type="checkbox"/> 1997年 4月 1日	5.0	5.0								
<input checked="" type="checkbox"/> 2014年 4月 1日	8.0	8.0								
<input checked="" type="checkbox"/> 2019年 10月 1日	10.0	10.0	8.0							

請求書（支払明細書）の端数調整方法 (B) 端数調整を外税額と内税額で別々に計算 (C)

税率別 合計 する しない

※初期提供の税率表をお客様で変更している時はコンバートをせず、変更状態のままにしていますので、お客様で新税率を登録していただく必要があります。

◇請求書（支払明細書）の端数調整方法（消費税タブ）

※この設定項目は、「X シリーズ リビジョン 4.00」で追加されました。

請求書と支払明細書での消費税端数調整方法のことで、「税率別」を選択します。

※軽減税率を使わないお客様も「税率別」を選択してください。施行時の9月と10月をまたぐ請求書や、経過措置の取引を含む請求書では、旧税率8%と新税率10%が混在するためです。

◇端数調整を外税額と内税額で別々に計算（消費税タブ）

※ここでは「請求書」で説明しています。「支払明細書」も同様ですので読み替えてください。

2023年10月からの「適格請求書」では、消費税計算における端数処理を税率ごとに1回で行う必要があり、「税抜明細と税込明細が混在する場合は、税込合計を求めてから消費税を算出しなければいけません。この選択肢はその要件を満たすために設けました。

「適格請求書等保存方式」が導入される前のいずれかの時点で「しない」を選択します。

○する（旧リビジョンの方法）

【伝票入力】

税抜明細合計金額(A)から外税額(B)を求めます。

税込明細合計金額(C)から内税額(D)を求めます。

外税額(B)+内税額(D)=伝票消費税額(E)とします。

【請求書】

請求期間の税抜明細合計金額(A)から外税額(B)を求め直します。(外税額の調整)

内税額(D)は伝票に保存された内税額を合計して求めます。

外税額(B)+内税額(D)=請求期間消費税額(E)とします。

○しない（適格請求書の要件で、今回のリビジョン 3.00 で追加した方法）

【伝票入力】

税抜明細合計金額(A)から外税額(B)を求めます。

税抜明細合計金額(A)+外税額(B)+税込明細合計金額(C)=税込合計金額(F)とします。

税込合計金額(F)から内税を求め、それを伝票消費税額(E)とします。

※伝票に保存する内税額(D)は、伝票消費税額(E)-外税額(B)とします。

【請求書】

請求期間の税抜明細合計金額(A)から外税額(B)を求め直します。(外税額の調整)

税抜明細合計金額(A)+外税額(B)+税込明細合計金額(C)=税込合計金額(F)とします。

税込合計金額(F)から内税を求め、それを請求期間消費税額(E)とします。

※請求期間の内税額(D)は、請求期間消費税額(E)-外税額(B)とします。(内税額の調整)

※上記【伝票入力】での計算方法は、伝票入力処理だけでなく、伝票を登録するすべての処理に適用されます。(各種伝票自動作成処理や汎用データの受入処理等)

※「しない」と設定をすると、伝票入力における「消費税の訂正」操作はできなくなります。

※計算の詳細については「導入編」-「システムの基本仕様」-「消費税」-「4.伝票入力」と「5.期間消費税の調整」のページをご覧ください。

◇事業者登録番号（企業情報タブ）

「適格請求書等保存方式」で使われる「事業者登録番号」を「企業情報」タブで入力します。

※適格請求書等保存方式は 2023 年 10 月 1 日から開始されます。

※適格請求書発行事業者となるためには税務署への申請が必要で、2021 年 10 月 1 日から申請可能です。

企業情報 タブ

住所情報 (A):

郵便番号	102-8171
住所 1	東京都千代田区富士見1-2-21
住所 2	PCAビル
住所 1 フリガナ	トクホ外務アカデミー1-2-21
住所 2 フリガナ	PCAビル
TEL	03-1111-1111
FAX	03-2222-2222

マイナンバー (B):

法人番号

適格請求書発行事業者 (D):

事業者登録番号

電子記録債権 (C):

でんさいネット利用者番号

◇原価税込区分（基本情報タブ）

商品マスターの登録において、売上単価と仕入単価の「税込区分」（税抜か税込）を別々に設定できるようにしました。そこで、原価も仕入単価の「税込区分」に合わせることを可能にしました。

[0:売上税込区分]：売上単価と同じ税込区分とします。

[1:仕入税込区分]：仕入単価と同じ税込区分とします。

旧リビジョンでは、原価の税込区分は売上単価に準じていましたので、ここの初期値は [0:売上税込区分] としています。

日付設定 (A):

使用する暦 西暦 和暦

伝票入力可能期間 2014年 4月 1日 ~ 2020年 3月 31日

伝票の西暦印字桁数 2桁 4桁

自動付番基準日

月次実績の締切日 (B):

売上	<input type="radio"/> 5日締 <input type="radio"/> 10日締 <input type="radio"/> 15日締
	<input type="radio"/> 20日締 <input type="radio"/> 25日締 <input checked="" type="radio"/> 未締
仕入	<input type="radio"/> 5日締 <input type="radio"/> 10日締 <input type="radio"/> 15日締
	<input type="radio"/> 20日締 <input type="radio"/> 25日締 <input checked="" type="radio"/> 未締

原価設定 (D):

原価端数 0:得意先の金額端数

原価税込区分 0:売上税込区分

在庫情報 (C):

在庫締切日 2014年 3月 31日

倉庫別在庫管理 する しない

在庫金額の評価方法

- 最終仕入原価法
- 総平均法
- 標準原価法
- 月次移動平均法
- 切捨て
- 切上げ
- 四捨五入

◆商品マスター

◇入力画面の変更

消費税関連項目の追加により、主要項目を「基本タブ」内に収めるための画面変更を行いました。

①初期値の設定を入力画面で行っていましたが、「初期設定」ダイアログを開いて行うようにしました。

②計算式項目を「基本タブ」から「計算式と単位区分タブ」に移動しました（タブ名称も変更しています）。

◇消費税関連項目

○税区分（既存項目）

変更する必要はありません。『会社基本情報の登録』の税率表が新しくなっていれば、税率改正日以降は10%が適用されます。

※後述の「売上税種別」「仕入税種別」で「軽減税率」を選択すれば8%が適用されます。

○売上税区分（既存項目）

※旧名称は「税区分」でしたが「売上税区分」と変更しました。

売上単価の税区分（税抜か税込）になります。

「標準価格」と「売価1～5」は、ここで指定した税区分が適用されます。「原価」の税区分は『会社基本情報の登録』で設定した「原価税区分」に従います。

○仕入税区分（新規項目）

仕入単価の税区分（税抜か税込）になります。コンバート後は「売上税区分」と同じ内容になっています。売上単価と仕入単価の税区分を分けたい時は変更してください。

○売上税種別（新規項目）

売上単価の税種別になります。

[0：標準税率]、[1：軽減税率]

コンバート後は[0：標準税率]としています。軽減税率の商品なら[1：軽減税率]に変更してください。

伝票入力における売上単価の税率は、「税区分」と「売上税種別」で『会社基本情報の登録』処理で登録した税率表を参照して決定します。

※原価の税種別は「仕入税種別」を用います。

○仕入税種別（新規項目）

仕入単価・原価の税種別になります。

[0：標準税率]、[1：軽減税率]

コンバート後は[0：標準税率]としています。軽減税率の商品なら[1：軽減税率]に変更してください。

伝票入力における仕入単価・原価の税率は、「税区分」と「仕入税種別」で『会社基本情報の登録』処理で登録した税率表を参照して決定します。

○税種別切替（新規項目）

伝票入力において、入力中に商品の税種別を切り替えることができます。その操作の対象にするかしないかを指示します。

[0：可能]、[1：不可]

標準税率・軽減税率の両方で販売・仕入をすることがある商品は[0：可能]を選択しておきます。

◇単価の入力

税区分（税抜、税込）が、売上単価と仕入単価で異なる設定ができるようになりました。また、原価についても売上税区分か仕入税区分のどちらかを使う設定ができるようになりました。このため、各単価の入力欄に「税抜」または「税込」を表示して、税抜・税込のどちらで入力すれば良いか分かるようになりました。なお、「在庫単価」は税抜固定で入力しますので常に「税抜」と表示されます。

※税込単価については、消費税改正時の一時期における注意事項があります。本書の最後に「導入編」と同じ内容の「税率改正時の一時的な注意点」を載せていますのでご覧ください。

◇売価の自動計算

原価を基に計算を行うとき、原価と売価の、税込区分や税率が異なることを考慮した指示項目が追加されています。(消費税端数、税率参照日付)

※「売価の自動計算」についての詳細は、「操作編Ⅰ」－「前準備」－「商品の登録(個別式)」－「5. 売価の自動計算」のページをご覧ください。

◆各種単価マスターの登録

商品マスターの単価入力と同様の理由で、各種単価マスター登録の入力画面に三つの税込区分を表示して、「標準価格」「売価1～5」「原価」「仕入単価」を、税抜・税込のどちらで入力すれば良いか分かるようにしました。

◆単価等の一括更新

この処理も税込区分(税抜か税込)の設定方法が変更されたことによる機能変更があります。

◇商品マスター(税込区分と単価の更新)

更新対象の税込区分を指示します(売上税込区分か仕入税込区分)。指示した側の税込区分と単価が更新対象となります。

◇在庫単価(在庫単価を原価にコピー)

原価の税込区分の判定を、追加された消費税項目も見て行います。

◇原価

新しく追加された機能です。

『会社基本情報の登録』処理で設定した「原価税込区分」を変更します。商品マスターに「売上税込区分」と「仕入税込区分」の設定内容が異なる商品が1件でもあると、『会社基本情報の登録』処理では「原価税込区分」を変更できませんので、当処理にて変更します。このとき、税抜換算または税込換算を行って原価を更新します。

※すべての商品で、「売上税込区分」と「仕入税込区分」の設定内容が同じなら『会社基本情報の登録』の「原価税込区分」を変更するだけになります。

※「単価の一括更新」についての詳細は、「操作編Ⅰ」－「前準備」－「単価の一括更新」のページをご覧ください。

◆伝票入力

◇原価について

売上単価と原価を、異なる「税込区分」「税率」で使えるようになります。以下の設定・操作を行うことで可能になります。

- 税込区分は、『会社基本情報の登録』の「原価税込区分」を [1:仕入税込区分] とし、商品マスターの「仕入税込区分」と「売上税込区分」で異なる税込区分を選択する。
- 税率は、商品マスターの「売上税種別」と「仕入税種別」で異なる税種別を選択する。
- 伝票入力時の「税区分の変更」では、これらの設定に関係なくいつでも可能。

◇税率の表示

①税率欄背景の水色表示

「入力項目の設定」で「軽減税率を強調する」にチェックマークを付けると、軽減税率の明細は背景を水色で表示します。

②税率の赤色表示

伝票日付から決定される本来の税率・税種別でないときは、税率を赤色で表示します。経過措置により旧税率を適用したときなどが該当します。

③合計欄の税率表示

軽減税率の場合は税率の右に「※」マークを表示します。

◇税区分の変更

操作画面を変更しました。

	単価	原価
税区分	税率2	
税種別	標準税率	標準税率
税率	10.0%	10.0%
税込区分	<input checked="" type="radio"/> 税抜 <input type="radio"/> 税込	<input checked="" type="radio"/> 税抜 <input type="radio"/> 税込

※「税区分の変更」についての詳細は、「操作編Ⅰ」－「共通操作（伝票入力）」－「税区分の変更」のページをご覧ください。

◇税種別の切り替え

伝票入力中に商品明細の「税種別」を、明細ごとまたは全明細を対象として切り換えることができます。

※「税種別の切り替え」についての詳細は、「操作編Ⅰ」－「共通操作（伝票入力）」－「税種別の切り替え」と「税種別の一括切り替え」のページをご覧ください。

◇チェックリスト

軽減税率明細では、税率の後ろに軽減税率を示す「※」を出力します。

◇伝票の Excel 出力

税率や税率別内訳等を出力可能にしました。

また、「納品書の Excel 出力」では、「原単価」「原価金額」も出力可能にしました。

※追加された項目の「キーワード」等の情報は、「操作編Ⅰ」－「共通操作（伝票入力）」－「伝票の Excel 出力」のページをご覧ください。

◆明細表

以下の帳票の機能変更になります。

見積明細表、受注明細表、売上明細表、発注明細表、仕入明細表

- ①分類項目で「税率」を選択することにより、税率毎（税率・税種別毎）に明細を分類して出力できます。
- ②出力範囲で「税率」を指定することにより、特定の税率（税率・税種別）の明細を抽出して出力できます。
- ③売上金額・原価が税込のときに、金額の後ろに税込を示す「*」を出力します。
- ④原価の税率を出力します。
- ⑤軽減税率明細では、税率の後ろに軽減税率を示す「※」を出力します。

◆集計表

以下の帳票の機能変更になります。

受注集計表、売上集計表、売上順位表、発注集計表、仕入集計表、仕入順位表

- ①分類項目で「税率」を選択することにより、税率毎（税率・税種別毎）に明細を分類・集計して出力できます。
- ②出力範囲で「税率」を指定することにより、特定の税率（税率・税種別）の明細を抽出し分類・集計して出力できます。

◆専用帳票

◇軽減税率マークの出力

軽減税率が適用された商品明細は、税率の右側に「※」マークを出力します。

※出力する帳票→見積書、納品書、請求書、得意先元帳、仕入伝票、支払明細書、買掛金未払金元帳

※元帳は今回のリビジョンで「税率」の出力を可能にしました。

◇税率別内訳の出力

品名欄等に、「税率、課税対象額、消費税等」を税率・税種別毎に出力します。タイトルも出力しますので2行以上を使っての出力となります。

※出力する帳票→見積書、納品書、請求書、得意先元帳、支払明細書、買掛金未払金元帳

◇事業者登録番号の出力

自社名欄の近くに『会社基本情報の登録』で登録した、「事業者登録番号」を出力します。

※出力する帳票→納品書、請求書

◆売上帳、仕入帳・購買帳

- ①軽減税率が適用された商品明細は、税率の右側に「※」マークを出力します。
- ②合計（伝票計、日計、期間合計）について、税率・税種別毎の出力を可能にしました。

◆仕訳集計表

- ①軽減税率のとき、税率の右側に「※」マークを出力します。
- ②内税額の列を出力するようにしました。

◆汎用データの作成、汎用データの受入

- ①追加された項目の出力・受入を可能にしました。
※「税込区分」の名称は「売上税込区分」とはせず「税込区分」のままとしています。
 - 商品マスター
仕入税込区分、売上税種別、仕入税種別、税種別切替
 - 見積明細データ、受注明細データ、売上明細データ
売上税種別、原価税込区分、原価税率、原価税種別
 - 発注明細データ、仕入明細データ
仕入税種別
 - 出荷明細データ
売上税種別
- ②税率別消費税額データ
明細データに出力する「税率別消費税額データ」は、税率・税種別毎に作成します。

※データのレイアウトについては、オンラインヘルプ、または、プログラム CD-ROM の「Doc」フォルダの PDF ファイルをご覧ください。

※『汎用データの受入』における消費税についての詳細は、「操作編Ⅲ」－「汎用データの受入」のページをご覧ください。

◆拡張汎用データの作成

- ①各種明細データの「明細ブロック」に、消費税項目を追加しました。
- ②各種伝票データと明細データに、「税率別伝票消費税額データ」を出力します。
税率・税種別毎に、金額合計や消費税合計を出力するデータです。
- ③請求明細データに、「税率別請求期間消費税額データ」を出力します。
税率・税種別毎に、請求期間の各種合計を出力するデータです。

※データのレイアウトについては、オンラインヘルプ、または、プログラム CD-ROM の「Doc」フォルダの PDF ファイルをご覧ください。

※「税率別伝票消費税額データ」と「税率別請求期間消費税額データ」の詳細は、「操作編Ⅲ」－「拡張汎用データの作成」のページをご覧ください。

◆仕訳データの作成

『PCA 会計』の税区分が、新税率 10%と軽減税率 8%用に追加されます。たとえば、「課税売上 10%」の税区分が“B5”で、「課税売上 8%（軽減税率）」の税区分が“B6”で追加されます。この『PCA 会計』の新税区分に対応するための修正を行いました。

※会計税区分は「課税売上 10% = “B5”」のように 2 桁目で税率・税種別を表現しています。

■仕訳方法の設定

「仕訳方法の設定」画面の会計税区分との対応表に「税種別」を追加し、標準税率と軽減税率を区別して登録できるようにしました。初期提供された標準税率 8%までの 4 行を変更していなければ、5～6 行目に今回の税区分を自動的に追加します。

仕訳方法の設定

運動設定 作成方法 摘要設定

運動設定 (B)

運動製品 PCA会計DXシリーズ

運動方法 直接運動 ファイル運動

転送先情報 (I)

会社コード 0001 選択(C)

会社名 株式会社PCA商事

会計期間 2019/ 4/ 1~2020/ 3/31

決算期数 24

データベース P20V01C001ACC0003

コード桁数 (D)

勘定科目コード桁数 3桁 4桁

勘定科目最大コード桁数 3桁 詰め 0:無

補助科目最大コード桁数 5桁 詰め 0:無

会計部門コード桁数 3桁

コード桁数を一括更新します。

税区分設定 (E)

税種別	税率	税区分
標準税率	3.0	1
標準税率	4.5	2
標準税率	5.0	3
標準税率	8.0	4
標準税率	10.0	5
軽減税率	8.0	6

設定(F5) キャンセル ヘルプ(F1)

◆バーコードラベルの設計、バーコードラベルの出力

印字項目に「仕入税率」を追加しました。

従来の「税率」項目は「売上税率」と名称を変更し、「仕入税率」とともに二つの税率を出力します。

設定によって、軽減税率マークの「※」を出力できます。

◆フリーフォーマット

前述の「専用帳票」で出力する内容をフリーフォーマットでも出力します。

◇印字項目の追加

- 見積書のフリーフォーマット
税率別内訳、原価税込区分、原価税率
- 受注伝票のフリーフォーマット
税率別内訳、原価税込区分、原価税率
- 納品書のフリーフォーマット
税率別内訳、事業者登録番号、原価税込区分、原価税率
- 請求書のフリーフォーマット
税率別内訳（ヘッダー部）、税率別内訳合計版、事業者登録番号、税率別内訳（明細部）
- 注文書のフリーフォーマット
税率別内訳
- 支払明細書のフリーフォーマット
税率別内訳（ヘッダー部）、税率別内訳合計版、税率別内訳（明細部）

◇軽減税率マークの出力

「税率」「原価税率」の出力で、軽減税率の商品明細は税率の右側に「※」マークを出力できます。
※対象フリーフォーマット→見積書、受注伝票、納品書、請求書、注文書、支払明細書

◇税率別内訳の出力

- 見積書、受注伝票、納品書、注文書
ヘッダー部と明細部の両方で出力できます。
ヘッダー部は、印字項目の「税率別内訳」を配置して出力します。
明細部は、「商品名」と「商品名2」の場所に出力します。これらの項目の印字条件で税率別内訳を出力することを指示します。
- 請求書、支払明細書
ヘッダー部と明細部にある「税率別内訳」を配置することで、両方に出力できます。
明細部は、品名欄等を使って合計行の最後に出力します。
「税率別内訳合計版」は、合計版の請求書（支払明細書）のときに出力できます。通常の税率別内訳とは出力形式を変えています。

◇事業者登録番号の出力

『会社基本情報の登録』で登録した、「事業者登録番号」を出力します。先頭に“登録番号：”という文字列を付けて出力することも可能です。

※対象フリーフォーマット→納品書、請求書

※ここで説明した内容の詳細は、「操作編Ⅲ」－「フリーフォーマット」－「3.印字項目と書式」「6.12 書式設定項目の説明」のページをご覧ください。

《その他の機能変更》

◆前回単価の適用

前回単価を適用するときの制限を一部変更しました。旧リビジョンでは、下記の“異なるとき”には前回単価を適用しませんでした。

○単価小数桁

取得明細と現商品の単価小数桁が異なるとき、現商品の小数桁に合わせて適用します。現商品側が小さければ切捨てます。整数部分が制限を超えれば前回単価を適用しません。

○税込区分

取得明細と、得意先マスター（仕入先マスター）の「税換算」と商品マスターの「税込区分」から決定した税込区分が異なるとき、後者の税込区分に単価を換算して適用します。

○税率

税込単価のときで、取得明細の税率と今回適用する税率が異なるとき、今回適用する税率で換算して単価を適用します。

◆税込単価の変換について

以下の機能・処理における税込単価について、税率が変更になった時でも、新しい税率で税込単価を求めます。旧リビジョンでは旧税率のままの税込単価としているか、「前回単価の適用」機能では適用対象から外していました。

○伝票入力処理

- ・連動入力（受注伝票から売上伝票の連動等）
- ・伝票入力画面での伝票日付の変更
- ・伝票複写
- ・税区分の変更
- ・前回単価の適用
- ・前回単価の参照
- ・仕入単価の原価への適用

○売上伝票の自動作成（受注）、売上伝票の自動作成（契約）、引当発注伝票の作成、仕入伝票の自動作成、予約確認と本伝票作成

- ・作成時の適用税率と基となる伝票の税率が異なるとき

◆休日カレンダーの登録

「国民の祝日に関する法律」の一部改正に伴い、下記祝日の変更を初期データに反映しました。

天皇誕生日、即位の日、即位礼正殿の儀、海の日、山の日、スポーツの日（体育の日）

※登録済みカレンダーに対する変更された祝日の扱い

変更された祝日（祝日ルール）は、登録済みカレンダーにおいては休日と見なされます。したがって、「すべての祝祭日等を使用する」のチェックマークを外して登録したカレンダーは、追加された祝日（祝日ルール）が休日となっていますので、休日にしないのであればカレンダーを修正してください。

《オプション製品》

◆データ連携オプション

『汎用データの受入』処理と同様に、追加された項目についての対応を行いました。

◆同時入力オプション

標準の伝票入力処理と同様に、同時入力オプションの伝票入力処理でも、消費税改正に対応しました。

◆コンビニ収納代行オプション

①標準の納品書と同様に、「コンビニ回収用納品書」と「郵便振替代行用納品書」でも、消費税改正に対応しました。

- ・軽減税率マークの出力
- ・税率別内訳の出力
- ・事業者登録番号の出力

②納品書の数量欄に「単位」を出力するようにしました。

税率改正時の一時的な注意点

本章は「導入編」－「システムの基本仕様」－「消費税」－「税率改正時の一時的な注意点」のページと同じ内容となっています。

税率改正時の、施行日前後の一時期は注意することがあります。

※説明の中で、「税率」の新旧比較と書いていますが、厳密には『商魂』の処理では「税率、売上税種別、原価税率、原価税種別」を比較し、『商管』の処理では「税率、仕入税種別」を比較しています。

税込単価

商品マスターや各種単価マスターに登録された「税込単価」の税率はマシン日付で判定します。たとえば、2019/9/30 では 8%、2019/10/1 では 10% で登録された単価と見なします。税率改正日の前後に、過去や未来の伝票を入力するときは注意してください。

以下に、税込単価 1,080 円で登録されたマスターを売上傳票で入力した時の例をあげます。

例 1) 2019/9/30 に、売上日も 2019/9/30 の伝票を入力した場合

マスター単価は 8% とみなし、9/30 の適用税率も 8% なので、1,080 円をそのまま売上傳票の単価にします。

例 2) 2019/9/30 に、売上日が 2019/10/1 の伝票を入力した場合

マスター単価は 8% とみなし、10/1 の適用税率 10% に換算します。結果、売上傳票での単価は 1,100 円となります。

例 3) 2019/10/1 に、売上日も 2019/10/1 の伝票を入力した場合

マスター単価は 10% とみなし、10/1 の適用税率も 10% なので、1,080 円をそのまま売上傳票の単価にします。

例 4) 2019/10/1 に、売上日が 2019/9/30 の伝票を入力した場合

マスター単価は 10% とみなし、9/30 の適用税率 8% に換算します。結果、売上傳票での単価は 1,060 円となります。

連動入力時の適用税率

※受注と売上で説明しますが、見積と受注・見積と売上・発注と仕入も同様です。

施行日以降、新税率を適用して消費税を計算しますが、経過措置により旧税率のまま計算したいことがあります。旧税率の受注伝票から売上傳票を作成するとき、設定により新旧どちらの税率も適用できるようにしています。

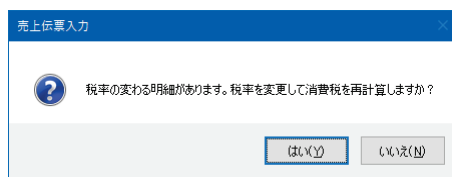
①『会社基本情報の登録』処理で「連動入力時の適用税率」を設定しておきます。

設定方法は「操作編Ⅰ」－『前準備』－『会社基本情報の登録』のページをご覧ください。

②売上傳票入力時、その設定により次のようになります。

○入力時に指示

受注Noを入力したときに受注明細が展開されます。そのとき、各明細について「税区分」を基に売上日時点の税率を求めます。求めた税率と受注明細の税率に相違があれば次の画面を表示します。



【はい】で売上日時点の税率を適用します。【いいえ】で受注伝票の税率のままとします。

○売上日時点の税率

売上日時点の税率を適用します。

○見積・受注伝票のまま

見積伝票・受注伝票の税率をそのまま適用します。

【留意点】

○非課税明細を税率変更の対象にすることはありませんが、伝票入力中の「税区分の変更」機能で課税明細を非課税明細に変更した明細は税率変更の対象になってしまいます。元々が課税明細であれば変更の対象にしているからです。

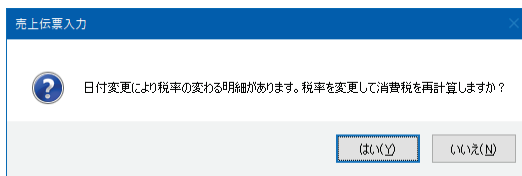
○消費税の計算は新税率の適用有無に関係なく行います。得意先マスターの「消費税通知」や「消費税端数」が受注伝票入力以降に変更された場合を考えての仕様です。マスターを変更していなければ結果は同じになります。ただし、消費税を手修正した伝票は元に戻ってしまいますのでご注意ください。

伝票日付の変更

※売上傳票で説明しますが、他の伝票も同様です。

伝票入力中に売上日を変更したときの動作を説明します。変更前と変更後の適用税率が変わるときの動作です。

売上日が変わられたとき、入力された各明細について「税区分」を基に売上日時点の税率を求めます。求めた税率と入力済み明細の税率に相違があれば次の画面を表示します。



【はい】で売上日時点の税率を適用します。【いいえ】で税率はそのままとします。

この仕様は次のようなときに利用できます。施行日を 10/1、旧税率を 8%、新税率を 10%と仮定したときの例です。

○施行日前に税率 10%の見積書を作成したいとき。

- ①10月の日付で見積伝票を入力していきます。消費税は 10%で計算されます。
- ②見積日に戻り、9月の日付を入力します。
- ③税率変更の確認画面が出ますので【いいえ】を選択します。

これで 10%消費税の伝票が作成できます。

○施行日後に税率 8%の売上傳票を作成したいとき。

- ①9月の日付で売上傳票を入力していきます。消費税は 8%で計算されます。
- ②売上日に戻り、10月の日付を入力します。
- ③税率変更の確認画面が出ますので【いいえ】を選択します。

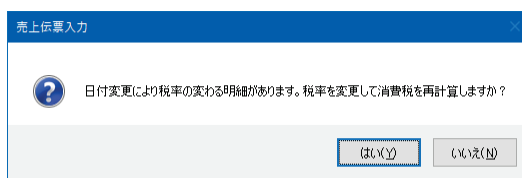
これで 8%消費税の伝票が作成できます。

【留意点】

- 連動伝票（受注から売上した伝票など）では、『会社基本情報の登録』処理の「連動入力時の適用税率」の設定を優先します。この設定が「見積・受注伝票のまま」なら、売上日を変更しても上記動作はしません。
- 消費税の計算は税率の変更があったときだけ行われます。その場合、消費税を手修正した伝票は元に戻ってしまいますのでご注意ください。

伝票複写

伝票入力時の「伝票複写」機能についての説明です。売上傳票で説明しますが、他の伝票も同様です。伝票複写を実行したとき、売上日を本日日付（または最終伝票日付）に変更して新規入力モードに入ります。このとき、前項の「伝票日付の変更」と同じ動作をします。複写された各明細について「税区分」を基に売上日時点の税率を求めます。求めた税率と複写された明細の税率に相違があれば次の画面を表示します。



【はい】で売上日時点の税率を適用します。【いいえ】で税率はそのままとします。

【留意点】

- 消費税の計算は税率の変更があったときだけ行われます。その場合、消費税を手修正した伝票は元に戻ってしまいますのでご注意ください。

前回売価の取得

※売上売価で説明していますが、仕入単価も同様です。

伝票入力時、単価を決める設定が「前回売価」になっていると、商品コードを入力した後に入力済みの売上傳票から最新の売上単価を取得しています。

このとき、税込単価の場合でも、前回の税率と今回適用される税率に違いがあっても、前回売価から新しい税率で税込売価を求めて適用します。

※「前回売価」についての詳細は、「導入編」－「システムの基本仕様」－「単価」－「売価の適用方法」をご覧ください。

伝票自動作成処理

各種伝票自動作成処理における、税率改正時の注意点を説明します。

■売上伝票の自動作成（受注）

条件指示において「作成時の適用税率・税種別」を「売上日時点の税率」とし、受注伝票と売上伝票で税率が変わるときは、新税率で消費税を計算します。このとき、税込単価は新税率の税込単価に換算します。

■売上伝票の自動作成（契約）

条件指示において「作成時の適用税率・税種別」を「売上日時点の税率」とし、契約伝票と売上伝票で税率が変わるときは、新税率で消費税を計算します。このとき、税込単価は新税率の税込単価に換算します。

■引当発注伝票の作成

仕入先の「税換算」によっては、発注伝票の単価を税抜または税込に換算します。条件指示において「作成時の適用税率・税種別」を「発注日時点の税率」としたとき税率が変わる可能性がありますので、新旧税率を考慮した換算を行います。このとき、税込単価も新税率で換算します。

①受注伝票の原価を使うときは、その原価と受注伝票の税率・原価税込区分を基に、新税率で発注伝票の単価に換算します。

②マスター単価を使うときは、処理日付を見てマスター単価の税率を決定し、その税率とマスター単価・仕入税込区分を基に、新税率で発注伝票の単価に換算します。マスター単価が税込のときは“処理日付時点の税率で登録された単価”と見なしていることに留意してください。

■在庫補充伝票の作成

仕入先の「税換算」によっては、マスターから取得した単価を税抜または税込に換算して発注伝票の単価にします。マスター単価が税込のときは“処理日付時点の税率で登録された単価”と見なしていますので、発注日で取得される税率と異なる可能性があることに留意してください。

■同時入荷伝票の作成

仕入先の「税換算」によっては、仕入伝票の単価を税抜または税込に換算します。条件指示において「単価」の設定を「マスター単価」としたとき、マスターから取得した単価を変換します。このとき、マスター単価が税込のときは“処理日付時点の税率で登録された単価”と見なしていますので、仕入日で取得される税率と異なる可能性があることに留意してください。

■同時完成伝票の作成

仕入先の「税換算」によっては、仕入伝票の単価を税抜または税込に換算します。マスター単価を仕入伝票の単価にするとき、マスターから取得した単価を変換します。このとき、マスター単価が税込のときは“処理日付時点の税率で登録された単価”と見なしていますので、仕入日で取得される税率と異なる可能性があることに留意してください。

■仕入伝票の自動作成

条件指示において「作成時の適用税率・税種別」を〔仕入日時点の税率〕とし、契約伝票と仕入伝票で税率が変わるときは、新税率で消費税を計算します。このとき、税込単価は新税率の税込単価に換算します。

■予約確認と本伝票作成

作成条件において「適用税率・税種別」を〔伝票日付時点の税率〕とし、契約伝票と売上传票／仕入伝票で税率が変わるときは、新税率で消費税を計算します。このとき、税込単価は新税率の税込単価に換算します。

※売上传票の自動作成（受注）、売上传票の自動作成（契約）、予約確認と本伝票作成

税込単価を換算するとき、「単価」「原単価」「標準価格」は換算しますが、「売単価」については換算しません。売単価についての詳細は「導入編」→「システムの基本仕様」→「チェーンストア伝票」をご覧ください。

PCA